
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、令和3年下川町議会定例会を再開し、6月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の8人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、傍聴人数を制限しております。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第123条の規定により、7番 小原仁興 議員及び1番 斉藤好信 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告を頂きます。

我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和3年下川町議会定例会6月定例会議の運営について、去る6月9日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

当日は、本会議の開催日日程及び審議要領等について審議を行いました。

6月定例会議の提案事項については、町長提案が14件で、内容は行政報告4件、補正予算6件、諮問1件、選任同意2件、報告1件でありました。

また、議会提案は4件で、内容は委員会報告1件、請願3件であります。

これらの状況を考慮し、6月定例会議の本会議については、本日6月14日から16日の3日間とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。令和3年度一般会計補正予算については、総務産業常任委員会に付託し、本会議休憩中に審査していただくことといたしました。その他の町長提出案件13件については、提案日に本会議において審議、報告を行うことといたしました。

次に、議会提出案件の審議要領等についてであります。連合北海道下川地区連合会・北教組上川支部下川支会の連名による「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた請願」、連合北海道下川地区連合会・自治労下川町職員労働組合の連名による「2022年度地方財政の充実・強化を求める請願」、連合北海道下川地区連合会から「2021年度北海道最低賃金改正等に関する請願」、この3件につきましては、委員会付託を省略し、本会議において審議を行うことといたしました。

また、委員会報告は、本会議において報告を行うことといたしました。

一般質問については、6月8日、午前10時の通告期限までに5名の議員から通告がありました。このことから、6月15日に5名の一般質問を行うことといたしました。なお、

質問方法等は、下川町議会会議条例及び下川町議会会議条例等運用例に基づいて行うこととなります。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、6月定例会議の審議を要する期間について、本日14日から16日までの3日間としてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、6月定例会議の本会議の審議を要する期間は、本日14日から16日の3日間といたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） 皆さん、おはようございます。

行政報告を述べさせていただく前に、本定例会議開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

先月、新型コロナウイルス感染に係る対策として発令されました緊急事態宣言の期限を6月20日に迎えるに当たり、ここ数日、北海道内の感染者数に高い関心が寄せられているところでありますが、この発令により、飲食店の休業要請や公共施設の利用制限などを強いられ、住民生活や社会活動に大きな影響を及ぼしているところであり、この緊急事態宣言が20日以降、延長とならないよう、感染者の収束を祈るばかりでございます。

また、これからの時期は、北海道の優位性を醸し出すことがかなう爽やかな季節であり、本町におきましてもワクチン接種促進などの感染対策と地域振興の両立をしっかりと図りながら、本町のまちづくりを進めてまいり所存でございます。

さて、このような折、議員各位には、時節柄大変御多用のところ、6月定例会議に御出席を賜り、心より感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会議に提案させていただく議案は、予算案件6件、諮問案件1件、同意案件2件、報告案件1件の計10件であり、このほかに4件について行政報告をさせていただくところでございます。

議員各位には、議案審査に当たりまして、更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、行政報告4件について、申し述べさせていただきます。

1件目でございます。令和2年度における各種会計の決算見込みを取りまとめたもの

で、御報告申し上げます。

お手元の参考資料No.3にその概要を示しておりますが、一般会計につきましては、歳入額56億7,330万3,000円、歳出額55億3,043万8,000円で、差し引き1億4,286万5,000円となりますが、繰越明許費繰越額90万円を控除し、決算積立金として7,970万円を財政調整積立基金に積み立て、残る6,226万5,000円を令和3年度に繰り越すものでございます。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入額1億9,116万3,000円、歳出額1億8,125万2,000円で、差し引き991万1,000円を令和3年度に繰り越すものでございます。

簡易水道事業特別会計につきましては、歳入額9,246万円、歳出額8,365万2,000円で、差し引き880万8,000円となり、このうち決算積立金として簡易水道施設基金に441万円を積み立て、残る439万8,000円を令和3年度に繰り越すものでございます。

介護保険特別会計につきましては、介護保険事業勘定では、歳入額4億9,803万9,000円、歳出額4億6,628万2,000円で、差し引き3,175万7,000円となり、このうち決算積立金として介護保険給付費準備基金に1,588万円を積み立て、残る1,587万7,000円を令和3年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額3億5,213万6,000円、歳出額3億4,497万9,000円で、差し引き715万7,000円を令和3年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入額4億6,389万3,000円、歳出額4億5,159万3,000円で、差し引き1,230万円となり、このうち決算積立金として国民健康保険基金に616万円を積み立て、残る614万円を令和3年度に繰り越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入額6,783万円、歳出額6,765万6,000円で、差し引き17万4,000円を令和3年度に繰り越すものでございます。

次に、企業会計の概要について申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額5億6,084万5,000円、支出額5億5,281万4,000円で、差し引き803万1,000円の当年度利益となり、当年度未処理欠損金は3億9,464万6,000円となります。

資本的収支につきましては、収入額2,161万4,000円、支出額2,582万6,000円で、差し引き421万2,000円は過年度分損益勘定留保資金より補填するものでございます。

以上申し上げました令和2年度各種会計決算につきましては、必要な附属資料とともに監査委員の審査を受け、その審査意見を付して、次期定例会議に認定議案として提出を予定しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

2件目でございます。令和2年度「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」の事業実績につきまして、御報告申し上げます。

御案内のとおり、北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会につきましては、下川町、足寄町、滝上町、美幌町の4町で構成し、森林バイオマスの二酸化炭素吸収機能や排出削減機能をいかし、地域の活性化を図るため、平成20年度から平成22年度までの3年間、環境省のオフセット・クレジット制度に基づくカーボン・オフセットの取組を通じ、森林バイオマスの二酸化炭素吸収及び排出削減クレジットを創出し、森林づくりパートナーズ協定による実証など、任意の協議会として取組みを行ってまいりました。

こうした中、信頼性と信憑性を担保し、更なる事業推進を図るため、平成23年10月に

地方自治法第 252 条の 2 の規定に基づき、法定協議会へ移行し、事務事業を取り進めているところであります。

令和 2 年度の企業等協賛金収入につきましては 229 万円で、協議会の諸経費などを差し引き、4 町に配分され、下川町は 45 万円の配分を受けております。

平成 21 年度から令和 2 年度までの企業等協賛金は、総額 1 億 7,388 万円となり、協議会の諸経費などを差し引き、総額 1 億 2,916 万円が 4 町に配分され、下川町は 3,941 万円の配分となっております。

今後におきましても、4 町の連携を更に強化し、SDGs 貢献型やふるさと納税返礼型のカーボン・オフセット、2050 年カーボンニュートラルに向けた企業等への販売展開など、協議会活動を通して地域の活性化を図ってまいります。

議員各位、町民の皆様のご御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます。

3 件目でございます。新型コロナウイルスワクチン接種について、現在の状況を御報告申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルスワクチンの受取状況についてであります。現在までに医療従事者用として 13 バイアル 78 回分と、6 月 5 日までに 3 箱 3,315 回分で、合計 3,393 回分が確保されております。また、7 月上旬には、更に 1 箱 1,170 回分の配送が予定されているところであります。

次に、町民への接種の状況及び今後の予定を申し上げますと、65 歳以上の高齢者につきましては、6 月 10 日現在で、高齢者 1,314 人に対し、申込者数 1,159 人の 88% が希望されており、接種をされた方は、2 回接種で 344 人、1 回接種で 688 人の合計 1,032 人の接種を終えております。なお、これまでに 6 人のキャンセルがありましたが、ワクチンを廃棄することなく、キャンセル待ちの可能な方に対応し、接種を進めているところであります。

次に、基礎疾患を有する方を含む 16 歳以上 64 歳以下の接種時期につきましては、現在のところ 6 月 18 日に接種案内の送付を予定しており、まずは基礎疾患を有する方と 60 歳から 64 歳の方を優先して接種していく考えであります。

また、12 歳以上 15 歳以下の対象者につきましては、国が示す接種要件等の準備が整い次第、接種案内を進めてまいります。

最後に、接種体制につきましては、夜間接種を週に 2 回程度の実施を検討しており、全体では 9 月末の完了を目指しているところであります。

今後もワクチン接種につきましては、町民が安心して接種を受けられる体制の確保と、ワクチン接種に関するきめ細かな周知に努めてまいります。

以上、議員各位、町民の皆様並びに各事業所の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後、4 件目でございます。令和 2 年国勢調査について、6 月 1 日に北海道から速報値が公表されましたので、御報告申し上げます。

令和 2 年 10 月 1 日を調査基準日として実施されました国勢調査による北海道の人口は、522 万 8,885 人で、前回の平成 27 年国勢調査時の 538 万 1,733 人に比べ、15 万 2,848 人、2.8% 減少いたしました。

北海道の人口は、昭和 60 年までは増加してございましたが、平成 2 年に初めて減少し、

平成7年に一旦増加したものの、平成12年に再度減少に転じ、その後、減少が続いております。

内訳としましては、男性が246万5,581人で、前回に比べ7万1,508人、2.8%の減、女性が276万3,304人で、前回から8万1,340人、2.9%の減であります。

世帯数につきましては、247万1,140世帯で、前回から2万6,330世帯、1.1%の増加であり、1世帯当たりの人員は2.12人で、前回の調査に比べ0.08人減少しております。

下川町の調査結果につきましては、3,127人で、前回調査時の3,547人に比べ、420人、11.8%の減であります。

男女別では、男性が1,494人、13%の減、女性が1,633人、10.7%の減であります。

世帯数につきましては、1,467世帯でありまして、前回に比べ、207世帯、12.4%減少であります。

なお、詳しい調査結果につきましては、この後順次公表されてまいりますので、調査結果を分析・活用し、様々な施策・事業に活用してまいりたいと思います。

以上、令和2年の国勢調査の速報値について御報告いたしますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、4件の行政報告をさせていただきました。

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第5 議案第2号「令和3年度下川町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 令和3年度下川町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度一般会計の第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ405万円を追加し、総額を51億8,634万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を計上しているほか、緊急を要するもの、決算見込みに伴うもの等を計上しております。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、公共施設等総合管理計画推進事務に係る経費及び宅配等事業に係る経費を計上しております。

民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金及びオンライン会議等対応機器整備事業に係る経費を、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る経費を計上しております。

農林業費では、農業経営法人化支援事業及び農業チャレンジ事業に係る補助金を、教育費では、多目的宿泊交流施設管理事業に係る経費及び体育施設管理運営事業に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした事業の予算を減額計上し、感染症対策に充てることとしているほか、国庫支出金、決算見込

みに伴う繰越金、繰入金をそれぞれ計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 基本的な事について、確認といたしますか…質問させていただきます。

今回ばかりではないんですが、補正予算で…今後の見込みで1件が2件になると。本当に少額ですけども、増額補正がされております。

基本的に地方自治の予算は、地方自治法に基づいて、予算の原則…いわゆる事前議決の原則、そのほか地方自治法に補正予算も規定されてますが、議会の議決なくして予算の執行はできないという予算原則…こういう趣旨でこれまでもやられてきているし、今回の補正予算も組まれていると思いますが、基本的な事でございますが、そういうことでの理解でよろしいということで認識しておりますが、確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） そのとおりでございます。予算の議決があつて執行できるということで進めております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第6 議案第3号「令和3年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号 令和3年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度下川町下水道事業特別会計の第1回目の補正予算でありまして、歳

入歳出それぞれ5,000万円を追加し、総額を3億3,775万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、浄化センター整備事業に対する国庫補助金の内示額が当初予算額より上回ったことから、汚泥処理設備改修の工事請負費を増額計上しております。

歳入におきましては、国庫補助金及び下水道債を増額計上し、令和2年度の決算見込みに伴い、繰越金を増額計上し、一般会計繰入金を減額計上しております。

次に、第2表の地方債の変更につきましては、浄化センター整備事業に対する公共下水道債を増額するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） それでは私の方から、議案第3号 令和3年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要につきまして、第3号の説明資料に基づきまして、説明申し上げます。

資料を御覧ください。この度の補正の要因といたしましては、決算見込み及び事業の追加に伴うものとなっております。

はじめに、歳出補正の内容から説明させていただきます。

歳出につきましては、施設管理費の工事請負費として、浄化センター汚泥処理設備等改修工事について、5,000万円を増額計上しております。これは浄化センターの改修工事に対する下水道事業国庫補助金の内示額が当初予算より上回ったことから、電気設備である計装盤の改修を追加で実施するものです。

次に、歳入につきましては、浄化センター整備事業に対する国庫補助金の内示額が当初予算より上回ったことから、国庫補助金を1,793万円増額し、浄化センター整備事業の増加に伴い、公共下水道事業債として3,200万円を増額計上しております。

また、令和2年度の決算見込みに伴います前年度繰越金として、891万円を増額しております。

これにより、一般会計繰入金は減額補正となりますが、浄化センター整備事業として7万円を充当することから、一般会計繰入金は884万円を減額するものです。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 国庫補助金の内示額が当初予算より上回ったことから、汚泥処理設備改修の工事請負費を増額計上したということであって、今回、電気設備の計装盤の更新に充てるとのことです。

よく分からないので…この計装盤ってどのような設備で…5,000万円投じられるのか。そこらへんの…もうちょっと詳細な部分…私も分からなければ、おそらく町民も分からないと思うので、説明をしてください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） ただいま御質問のありました、計装盤でございますけども、水処理施設におきまして、自動制御で機械を運用するために必要な装置でありまして、それぞれ機械には受電設備、沈砂池、ポンプ設備、水処理設備等の設備がございます。これにそれぞれ計装盤という機械が付きまして、監視装置へ連動させる…つなげるために必要な電気機器ということになっております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第3号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第7 議案第4号「令和3年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第8 議案第5号「令和3年度下川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、日程第9 議案第6号「令和3年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び、日程第10 議案第7号「令和3年度下川町後期高齢者医療特別会

計補正予算（第1号）」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） それでは、議案第4号から第7号まで、4議案について一括して提案理由を申し述べさせていただきます。

議案第4号 令和3年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度下川町簡易水道事業特別会計の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ339万円を追加し、総額を1億8,001万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、総務費のうち積立金を増額計上しております。

歳入におきましては、令和2年度の決算見込みに伴う繰越金を増額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたします。

次に、議案第5号 令和3年度下川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度介護保険特別会計の第1回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ1,842万円を増額し、歳入歳出総額を5億2,223万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費及び地域支援事業費で介護保険システム改修に係る委託料、諸支出金で過年度分償還金を増額計上しております。

歳入につきましては、介護保険システム改修に対する国庫支出金及び繰入金、令和2年度決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、前年度決算見込みにより、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたします。

次に、議案第6号 令和3年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度国民健康保険事業特別会計予算の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ414万円を追加し、総額を5億774万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、財源調整のため基金積立金を増額計上しております。

歳入におきましては、令和2年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたします。

次に、議案第7号 令和3年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度後期高齢者医療特別会計予算の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額には変更ありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳入におきまして、繰入金を減額計上するとともに、令

和2年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上、4議案について、一括して申し上げました。よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

議案番号を指定の上、お願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入りますので、議案番号を指定の上、お願いします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第11 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するための諮問であります。

現在の委員であります品地^{しなじ}和彦^{かずひこ}氏は、令和3年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き令和3年10月1日から3年間の任期で、人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

人権擁護委員につきましては、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚に努めることを使命とすることとなっております。

品地 和彦 氏は、人権擁護委員として1期3年の経験を有するほか、下川町社会福祉協議会理事や下川町社会教育委員に就任されるなど、豊富な知識と地域の実情に通じた人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として最適任者と考えます。

以上の理由から推薦いたしたく存じますので、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号を採決します。

本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第12 同意第1号「下川町教育長の選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 同意第1号 下川町教育長の選任について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、教育長の選任について、議会の同意を求めるものであります。

本年6月30日をもって任期満了となります松野尾^{まつのお}道雄^{みちお}教育長におかれましては、平成27年7月1日に教育長に選任され、2期6年間、精励恪勤、精進され、本町教育行政の推進に優れた手腕を発揮されました。

この度、任期満了に当たり、御勇退の意向でございます。

つきましては、後任の教育長として、川島^{かわしま}政吉^{まさよし}氏を選任いたしたいと存じます。

川島 政吉 氏におかれましては、昭和57年3月に北海道教育大学旭川分校を卒業後、昭和57年4月から天塩町立天塩中学校教諭、留萌市立北光中学校を経て、平成7年4月に北海道立理科教育センター研究員に、平成10年4月から十勝教育局、上川教育局の指導主事、胆振教育局生涯学習課義務教育指導班主査を経て、平成19年4月から根室教育局生涯学習課長、上川教育局教育支援課長、平成25年4月から旭川市立大有小学校長、旭川市立知新小学校長を歴任され、平成31年3月定年退職し、現在は再任用で上川教育局主幹として御活躍されております。

これまで、教育現場での勤務に加え、地方教育行政の経験も豊富であり、清廉潔白、温

厚篤実にして、常に職場の指導的役割を果たし、人格識見とも優れております。

今後、更に教育施策の充実に努め、次代を担う児童生徒の知・徳・体のバランスの取れた育成を図るとともに、町民の皆様が健やかで充実した生活を送り、生涯学習を推進していく必要があることから、同氏が教育長として最適任者でありますので、選任をいたしたく、ここに同意を求めます。

議員各位の御支援と御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。本案については、平成26年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されておりますが、同法の一部を改正する法律案の審査において、「教育長の権限及び責任が従来に比して重くなることから、これを直接任命する首長の責任はもちろん、選任同意に際し、教育長の資質・能力をチェックする議会の責任もまた重なることを踏まえ、議会においては、所信聴取等、丁寧な対応を行うこと。」とされております。

したがいまして、お諮りいたします。

下川町議会会議条例第130条第1項の規定により、教育長候補者から所信表明を聴取するため、参考人の出席を求めることにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

よって、川島^{かわしま} 政吉^{まさよし} 氏を参考人として出席を求めることといたします。

ここで、参考人入場のため、暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時42分

○議長（近藤八郎君） 休憩を解き、本会議を再開いたします。

それでは、教育長候補者の所信表明を行います。

川島 政吉 氏に所信表明の発言をお願いいたします。

○参考人（川島政吉君） 下川町教育長の選任同意に当たり、議会の貴重な時間をお借りしまして、所信を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様に御理解と御協力を頂きたいと存じます。

1年以上、国内外で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、経済社会活動だけでなく、私たちの日常生活に大きな影響をもたらし、下川町も感染拡大防止のため、教育行政だけでなく、町政施策全般等に数々の御苦勞があったことと存じます。今後も終息が見えない中、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めながら、本年度の教育行政執行方針の実現に向け、必要な施策を行いたいと考えております。

私は、最初に、教育行政執行方針の中に重点課題として位置づけている、「GIGAスクール構想事業」に基づく教育ICT環境の充実、地域学校協働活動を通じた地域とともにある学校づくりの推進、第6期下川町総合計画の「ありたい姿の目標7」である「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」を具現化するため、下川町地域共育ビジョンを全町民で共有し、一丸となって取り組んでいく必要があります。そのためには、「第6期下川町総合計画」、「第2期下川町総合教育大綱」をベースにしていくことが大切です。

そこで、具体的に次の3点を中心に、必要な施策を行い、職責を果たしてまいりたいと考えております。

一つ目は、学校教育であります。

全ての児童生徒が自己の個性や可能性を最大限に伸ばし、夢と希望を持ち、互いに支えながら楽しく主体的に学ぶことができる学校づくりを推進してまいります。

そのために、教員による日常観察・教育相談に加え、客観的な学力テストや体力テスト等を通じて、全教職員で児童生徒の実態把握に努め、全校体制で学ぶ意欲を高める教育活動を進めてまいります。

また、教育におけるICT環境の整備により、新型コロナウイルス感染症拡大防止という観点も含め、児童生徒がどのような状況においても学ぶことができるシステムを整えていきます。

小中学校の連携については、義務教育の系統的・継続的な教育を行うため、学びや生徒指導のつながり、家庭や地域との関わり、教職員の協働等による教育活動を推進するとともに、小中一貫教育のあり方の研究を深めてまいります。

また、コミュニティー・スクール、地域学校協働活動を通して、学校・地域・家庭が連携を深め、地域全体で児童生徒を育てる体制を整備していくことや地域の魅力や課題に触れる機会などの取組を進めることで、「下川町地域共育ビジョン」の具現化の推進を図ってまいります。

北海道下川商業高校については、地域の特性をいかした魅力ある学校として、なくてはならない存在であり、入学・在学中・出口支援を継続し、同校の魅力ある教育活動や卒業後の進学・就職実績等についても道内外に広く情報発信し、存続維持・発展に向けた振興策を進めてまいります。

また、新商品開発や販売実習会などの実践的なキャリア教育、地域の特性をいかした特色ある教育活動を通して、将来の地域を支える人材の育成を支援してまいります。

二つ目は、生涯学習・生涯スポーツであります。

学びやスポーツは、心身ともに健康で豊かな生活を送るために欠かせないものであるとともに、仲間づくりや地域づくりのための土台として重要なものであります。

生涯学習においては、町民の皆様が生涯を通じて自己を磨き高め、その成果を社会に貢献していくことができる環境づくりが重要であります。そのためには、行政、各種団体、学校、地域が連携、協力し、生涯各期における学習機会の提供と自主学習を推進するとともに、町民の皆様の多様なニーズに対応し、自由に学習機会を選択できる体制を整備してまいります。

また、スポーツ活動は、爽快感・達成感という精神的な充足や喜びをもたらすほか、健

康の保持増進や体力向上を図る大きな役割を果たしており、健康づくりにつながるスポーツ教室などの機会を提供してまいります。競技スポーツにおいては、スポーツ協会加盟団体やスポーツ少年団等に対して活動支援を継続してまいります。その中で、特に青少年の健全育成の推進と保護者負担の軽減及び競技力向上を目指します。

三つ目は、芸術・文化の振興であります。

町民の皆様の創造性や感性を育み、心豊かで活力ある社会を実現するためには、優れた芸術文化に接する機会の充実や活動の活性化を推進することが重要であり、その良さを実感できる質の高い芸術文化を提供するとともに、地域に根ざした文化活動に対し支援してまいります。

地域の歴史や伝統文化から先人の知恵を学び、それを後世に伝えるために、文化財の保護及び活用に努めるとともに、町民の皆様の郷土に対する理解や愛着を深めるために、今後も無形文化財である「上名寄郷土芸能」等を支援してまいります。

以上、大きく「学校教育」、「生涯学習・生涯スポーツ」、「芸術・文化」の3点を申し上げましたが、現在、子供の減少、教職員確保の困難さ、財政状況など、様々な問題に直面しておりますが、「教職員の働き方改革の推進」、「将来にわたって持続でき、安定して教育が行える教育環境づくり」、「自主財源の確保」等に努めてまいります。

結びになりますが、下川町が「SDGs 未来都市の実現」と「幸せ日本一を目指し持続的に発展する」ためには、持続可能な将来を担う人材の育成が不可欠であります。これらの実現に向けて、国や北海道が進める教育改革など、新たな変化も見極めながら、関係部局や関係機関・団体と連携を図りながら、積極的に教育施策の推進に取り組んでまいります。

ただ、私自身、まだまだ経験・知識不足でありますので、皆様の御助力を頂きながら勉強を重ね、谷町長と歩調を合わせ、伝統ある下川町の教育行政を重んじ、教育行政の責任者として誠心誠意与えられた使命を果たしてまいります。

議員の皆様におかれましても、今後とも御指導並びにごべんたつを賜りますようお願い申し上げます。所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、所信表明がありました。これから所信表明について質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 3点ばかり質問したいと思います。

所信表明の中で、「下川町地域共育ビジョンを全町民で共有し、一丸となって取り組んでいく必要があります。」と述べられました。全町民で共有する…これ非常に大事なことでございまして、私が教える立場もあるかもしれないけども、私が園児から教えてもらったり…例えば元気よく挨拶してもらったりとか、そういうふうな感じで世代を超えている刺激を得る、これは本当に大事なことでと考えております。

そこで、全町民で共有する…これ何か考え、施策ありましたら述べていただきたいと思っております。

2点目でございます。小中一貫教育のあり方について触れられてございます…研究を深めてまいると。非常に…本町の案件でもございまして、議会としても重く受け止めているところでございます。

そこで、考えだけで構いませんので、研究組織の立上げ等、町民を巻き込んだ研究を考えておられるのか。その点の考えについて述べていただきたいと思います。

最後でございます。結びの中にありました…教職員の働き方改革の推進について触れられております。先ほど来、町長から、学歴・職歴の紹介がありましたが、今まで経験してきたバックボーンの下に触れられている部分じゃないのかなと…勝手に推察してございます。

町職員の働き方の問題点…本町は本町であることは重々承知はしておりますが、今まで経験してきた中で、教職員の問題点はこういう部分だよ、こういう部分を改善しなきゃいけない、そういうような指標があるならば述べていただきたいと思います。

以上、3点ですが、よろしく申し上げます。

○議長（近藤八郎君） それでは、川島参考人には、御苦労さまでも御答弁をお願いいたします。

○参考人（川島政吉君） ありがとうございます。今の3点について、私…どこまで答えられるか分かんないんですけども、今の考えを申し述べたいと思います。

下川町地域共有ビジョンを全町民で共有するという事なんですけども、私の考えとしては、まず私自身が、しっかりとこのことを学んで、その学んだ事をどういうふうに町民の皆様に理解していただくかということ…これからなんですけども…一生懸命考えて、私の足で…できれば回れる所をどっと回っていきながら、この考えを広めていきたいなと思っています。その手立てとしては、色々な方策があると思いますけども、それはもう少し御時間を頂きたいなと思っています。

2点目ですけども、小中一貫教育に関しては、これは私も教育行政に携わった中で、やはり学校だけではどうしようもないことなので、私自身としては町民の皆様を交えて、是非ですね…下川町の子供たちは下川町民がみんなでみていくんだという姿勢を作っていくような、そういう一貫教育を目指したいなと思っています。

後、働き方改革についてですけども、私も退職して…教育局の方で、専任でこの働き方改革に取り組んできたんですけども、全道だけじゃなくて、全国の事例を見ていくと、どうしても…上で法的に整備されている部分もあるんですけども…働き方改革をすること自身が、先生方が自分の事としてなかなか理解しきれていないと。例えば大規模校で、ものすごく忙しい学校は、勤務時間が長くなるというのはしょうがないという先生が…それを何とかしなきゃならないという動きはあるんですけども、例えば小規模校で、比較的落ち着いて、子供たちも…何も問題がないと思ったら怒られるんですけど…安定している学校であると、自分たちは時間外勤務をそんなにしなくても大丈夫だよという考えをもっている学校もあるんですけども、働き方改革の大きな目的は、今までの教育活動をもう一度見直して、教育の質の向上を目指すということなので、そういう観点をもってどういうふうに自分たちの今までの働き方を見直していくのかと…そこを是非強調して、先生

方は理解してもらって、そうすると子供たちのためにもっと何か自分たちができることがあるんじゃないか、それは働き方改革という観点で考えていこうということを…是非ですね理解してもらえればなと思っています。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。
4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 先ほど、議長の説明にもございました…法律が改正されて、議会の責任も非常に重くなるということを踏まえまして、質問させていただきますので、是非御理解を頂きたいと思えます。

御案内のとおり、教育は自己実現、さらには豊かな地域社会形成の根幹を成すものであると承知しております。そんなことを踏まえまして、教育長の選任に当たりましては、町民の方も大変期待を申し上げていると存じます。そんな中で、川島氏の教育に対する基本的な考え方、これも町民の方がお伺いしたいということはあるかと存じます。

そこで、1点目でございますが、先ほどありました所信表明の…基本的な事でございますけれども、現在の教育の憲法といわれます教育基本法について、お考えがございましたらお願いしたいと思います。

それから、もう1点は、教育の信条ですね…それについてお伺いをしたいと思います。
以上2点、お願いを申し上げます。

○議長（近藤八郎君） それでは、川島参考人には、御答弁をお願いいたします。

○参考人（川島政吉君） どうもありがとうございます。今の教育基本法に対する考え方ですけれども、これについては、教育基本法が改正されてからですね、やはりしっかりとこれを学んで、私自身がこれをどういうふうにしていけばいいのかということをもう一度ですね…今一度…例えば立場が変わって教育長となった場合には何ができるのかということをもう一度ですね…勉強しなきゃいけないというふうに…改めて勉強しなければいけないというふうに思っています。

後、教育の信条につきましてですけれども、私は校長等を経験しましたが…教員もやりましたけれども、教育は学校だけでは今は解決しない時代であると。どういうふうに保護者や地域の方とともに学校づくりをしていくのかということをも、やはり学校で考えてもらわなければいけない…つまり学校は開くべきであると。できれば町民の方が気軽に来れるような、そういう学校づくりをしていくことが、やっぱり地域とともにある学校づくりになるんじゃないかなと思っていますので、いろいろと課題はありますけれども、是非そういうような方向性で私自身は考えていきたいなと思っています。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。
1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） それではですね、ただいま川島参考人の所信表明を受けながら…

長年教育に携わった川島参考人に、誠にせんえつではありますけども、私なりに考えた事があります。

まずですね、端的でいいんですが、制度とかそういうものではなくて、川島参考人が長年教育に携わった中で、自分の理念をお聞かせいただきたいと思うんですが、一つは、教育というのは、子供にとって何なのか。私は、教育というのは、子供にとっての幸せだと思うんです。したがって、教育は子供にとって義務ではなく、権利だと私は思っております。そういう意味で…短い言葉では大変難しいと思いますが、端的にそのへんの…理念をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（近藤八郎君） それでは、川島参考人には、御答弁をお願いいたします。

○参考人（川島政吉君） ありがとうございます。理念と申しますか、私の思いは、子供にとって学校に来る事が一番楽しいと思えるような学校づくりをしなきゃいけないなと思っています。楽しいというのは、学ぶ事もそうですけども、友達と遊ぶ事もそうですし、いろいろと触れ合うということ。その中で、どういうふうこれから自分の道を歩むのかという…そういう楽しみを見つけられるような、発達段階に応じたそういう教育をしていくべきじゃないかなと思っています。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わりたいと思います。

ここで、参考人退場のため、暫時休憩いたします。

川島参考人には、大変お疲れのところ、ありがとうございます。

休 憩 午前11時 1分

再 開 午前11時 2分

○議長（近藤八郎君） それでは、本会議を再開いたします。

提案理由について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 質問の趣旨は、先ほど申し上げたとおりでございます。

町長は、長い間、非常に…人材育成という…自分づくり含めてですね…人材育成をモットーにされているということで、お考えを示されていたかと思えます…そういう趣旨のですね。

そんな中で、現教育長、そして職員におかれましても、教育さらには一般行政にも識見

を有されておられる方がいると思います。また、地域住民との相互理解…信頼関係も築か
れている方がおられるかと思ひます。そのような中で、町外…識見を有するというこ
とで、今回選任の提案があつたわけでございますけれども、町外から選任される本意、または経過
等がありましたら、お尋ねしたいと思ひます。それが1点目でございます。

2点目、選任に当たって、町長は川島氏を承知されておられ…存じ上げているとい
うことを踏まえて、選任されて提案に至つたのか。また、上川教育局など、外部団体の推薦を
得て選任に至つたのかという、この2点、質問をさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 今回の同意案件でございますけれども、松野尾教育長には、2期
6年間、本当に御尽力を頂いたところでございます。

教育は全てであるという…こういう言葉がございますけれども、子供から高齢者まで、
学ぶ機会を作るということが非常に大事なことであります。

「三つのび」とあります。学び・遊び・喜びという言葉がございますけれども、まさしく
教育にふさわしい言葉でございます。これを施策でどのように作っていくかという、
そしてそれを実行していくことがかなうかということでございまして、松野尾教育長はこ
れに基づいてしっかりとこの6年間、遂行してくれたものと確信しているところでござい
ます。併せて、今回勇退されるということでございまして、新たに川島氏を同意案件とし
て提案させていただきましたけれども、これについては人事案件でございますので、様々
な選択肢の中で考えた結果でございます。当然、現職の中からの選任、あるいはまた今回
のように外部からの選任という、こういう選択肢があろうかと思ひますけれども、本町で
は、4月1日に課の再編をさせていただいたところでございまして、新たな旅立ちをした
ところでございます。そういう意味でも、なかなか今のセクションの中で教育長を担って
いただくというのは大変な事でございます。その代替として外部からの採用はどうかと
いう…この選択肢を考えたところでございます。それで川島氏を今回案件として提案理由
に述べさせていただいたところでございます。

二つ目は、川島氏を知っていたかどうかということでございますけれども、私は初めてお
会いしたわけでございます。これについては、北海道教育委員会と長い間、様々な活動の
面で私も縁がございまして、その縁を…実は通しまして、今回、川島氏を推薦いただいた
ところでございます。

その後は、川島氏に面談を申し入れさせていただきまして、そして今回の提案に至つた
理由でございます。経歴はもちろんでございますけれども、面談の中で、大変教育行政に
熱い思いを持たれているということが分かりましたので、川島氏に声をかけさせていただ
き、そして今回の提案に至つたというところでございますので、御理解いただければと思
っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番 斉藤議員。

○1番(斉藤好信君) ただいま提案されております案件については、候補者であります川島政吉^{かわしままさよし}氏から、採決に先立って所信表明がございました。

教育長として求められるのは、1点目として、教育者としての視点から、教職員に対して直接又は間接であるとは関わらず、地域が目指す人づくりのあるべき姿を語りかけ、小・中学生等の子供たちの育成を図っていくという、教育への取組を指導していくことが必要であると考えております。

また、2点目として、教育長は教育委員会のトップとして、学校教育ばかりではなく、教育委員会の所掌事務としてある生涯学習、生涯スポーツ、芸術文化を振興するとともに、それらの取組みを通じた地域づくりも求められていると思います。

これらのことを適切に実践していくためには、教員経験に基づく教育理念や、教育行政に携わって得る知識・経験が必要になってくると考えております。

川島参考人におかれましては、校長として学校経営の経験はもとより、教育局において教育行政にも携わっておられることから、教育長としての手腕にも期待できるところであります。

議会も同意についての責任の一端を担うという意味からも、私の賛成意見といたします。以上です。

○議長(近藤八郎君) ほかに討論はありませんか。

4番 春日議員。

○4番(春日隆司君) 私、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど、いろいろ質問、または提案理由、所信表明を頂いたところでございます。

幼少期、児童、生徒の教育環境は、その後の人生に大きな影響を及ぼすものであり、教育支援というのは次世代への投資であり、重要な役割があると思います。一方、私たちが充実した生活を送っていく、自己実現を図る、豊かな地域社会性を図るということにおいても、社会教育、生涯学習も極めて重要な事だと承知をしております。

コロナ禍にあって、社会変化が非常に求められる中であって、本町におきましても新たな教育のあり方、新たな下川町の姿というのが求められているところでございます。また、変動する社会にあって、格差、それから分断、こうしたことが叫ばれているところでござ

います。

川島氏におかれましては、優れた識見を有すると存じ上げます。変動する中にありまして、経験等をいかしまして、下川町の教育の発展にリーダーシップを発揮されますことを御期待を申し上げまして、賛成意見を述べさせていただきます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論はありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります。

これから、同意第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第13 同意第2号「下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 同意第2号 下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の澁谷 英克^{しぶや ひでかつ}氏が、本年6月30日をもって任期満了となることから、新たに佐藤 久美^{さとう ひさみ}氏を任命いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

佐藤氏は、公平・公正な人格に加え、地域の実情にも精通されていることから、委員として適任であり、任命するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、同意第2号を採決します。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第14 報告第2号「令和2年度一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社事業報告について」を議題といたします。
本案について、報告を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 令和2年度一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社の事業報告について、御報告申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社の事業実績について、その内容を御報告するものであります。

はじめに、五味温泉管理運営事業の令和2年度の経営状況について、その概要を申し上げます。

五味温泉につきましては、平成18年度から指定管理者制度により運営されております。まず、1点目に、利用実績を報告させていただきます。

令和2年度は、前年度に比べ、宿泊利用者が1,318人減の4,509人、日帰り利用者は14,321人減の69,005人で、総体では15,639人減の73,514人となり、17.5%の減となりました。

2点目に、事業収入は平成6年度から1億円の大台を超えており、令和2年度は、前年度に比べ、655万円増の1億3,033万円となっております。

3点目に、公益法人会計基準に基づく当期正味財産額は、前期繰越正味財産額を含め、1,046万円増の2,710万円となっております。

収支につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、宿泊客の減、宴会の皆無による食堂の売上額の減少となりましたが、徹底した経費の削減や、国や北海道の誘客施策であるGoToトラベル事業、どうみん割事業の活用のほか、町といたしましても、しもりんポイント付き宿泊プランの実施、指定管理者休業協力金、指定管理者持続化給付金などを支出したことにより、正味財産の増大となっております。

次に、産業振興支援事業の概要であります。新たな産業の創出等を目指し、調査・研究・販売促進など、産業振興や地域づくりに向けた取組みを実施しております。

その主な事業内容といたしましては、町の運営交付金を基本とし、クラスター推進部の運営、スズキ株式会社との経済交流の推進のほか、地域特産品の販路開拓など、産業の振興等につながる取組みを行っております。

また、省エネルギー社会実装のための調査など、行政施策に即応した事業、空き家対策に係る事業など、地域活性化調査研究事業を通して、地域活性化に資する事業を実施しております。

収支につきましては、事業収入が、町交付金のほか、事業収益なども含め、総額で720万円減の1,257万円、また、事業執行に伴う支出総額は、723万円減の1,650万円となっております。

その結果、公益法人会計基準に基づく当期正味財産額は、前期繰越正味財産を含め、392万円減の4,809万円となっております。

次に、結いの森運営事業の経営状況を申し上げます。

令和2年度は、前年度に比べ宿泊利用者で1,314人減の2,571人、稼働率で12.5%減の33.4%となっております。

事業収入は、133万円増の3,555万円、当期正味財産額は、528万円増の734万円となっております。

五味温泉管理運営事業、産業振興支援事業、結いの森運営事業の詳細につきましては、別添参考資料の計算書類等を御高覧願います。

最後に、令和3年度の五味温泉及び結いの森の経営の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、見通しの立たない状況が続いており、感染力の強い変異株の国内への流入や、国・道の誘客施策の停止、緊急事態宣言の発出などにより、人流が止められ、また、国が予定しているワクチン接種の完了が令和4年2月末であることなどにより、年度内での観光需要の回復が見込まれないことから、令和2年度を下回る利用者数及び売上額を見込んでいるところであり、指定管理者持続化給付金により支援を行っているところであります。今後も経営状況を注視し、必要な支援を行ってまいります。

また、産業クラスター推進事業につきましては、第2回臨時会で行政報告を行いましたとおり、令和2年度をもって廃止する決断に至りましたが、これまでの経緯・経過や意思・取組を継承し、既存の組織体制や取組みの中で、内発的な取組みを継承・発展させ、自主自律に向けた足腰の強い産業構造の構築と、地域資源の活用による新産業の創造を図り、持続可能な地域の発展に向けて取り組んでまいりたい所存でございますので、議員各位、町民の皆様のご理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告第2号を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第 15 請願第 1 号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた請願」を議題といたします。

請願第 1 号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 6 番 蓑谷春之 議員。

○6 番（蓑谷春之君） ただいま会議案となっております請願第 1 号について、紹介議員として私から請願趣旨の説明をしてみたいです。

御案内のとおり、義務教育費国庫負担制度は、教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度でございます。2006 年に負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に変更されましたが、教育の機会均等を確保するためにも、2 分の 1 へと復元することが重要であります。

子供たちへのきめ細やかな教育を実現するためには、少人数学級の実現と教職員の多忙化解消は不可欠です。早急に「30 人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていくことが必要であります。

今年、文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護は、全国で 7 人に 1 人、北海道においては全国で 8 番目に高い 5 人に 1 人となっており、とても厳しい状況にあります。また、教育現場では私費負担が減少せず、公費についても自治体によって格差が生じております。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子供たちや経済的な理由で進学・就学を断念する子供や家庭も増加しており、就学援助制度、奨学金制度、高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

以上のことから、趣旨を御理解の上、請願を採択いただき、下川町議会として意見書を提出されますよう議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明とする次第でございます。

○議長（近藤八郎君） ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

請願第 1 号については、会議条例第 95 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 1 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。
まず、採択に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、請願第1号を採決します。
本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、請願第1号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第16 請願第2号「2022年度地方財政の充実・強化を求める請願」を議題といたします。
請願第2号について、請願趣旨の説明を求めます。
紹介議員 3番 大西 功 議員。

○3番（大西 功君） ただいま会議案となっております請願第2号について、紹介議員として趣旨説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大により、今、地方自治体には、ワクチン接種の効率的円滑な実施体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化など、あらゆる課題に即時の対応が求められております。併せて、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実など、より多様化、複雑化した行政需要への対応がこれまで以上に求められております。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やデジタル・ガバメント化への対応も迫られております。

こうした地方の財源対応について、政府は「骨太方針」に基づき、2021年度の地方財政計画までは2018年水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応により巨額の財政出動が行われる中、将来の地方財政が十分に確保できるのか、大きな不安が残されております。

このため、今後の社会保障費関連をはじめ、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、更なる地方財政の確立が求められております。

以上のことから、趣旨を御理解の上、請願を採択いただき、下川町議会として意見書を提出されますよう議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明とします。

○議長（近藤八郎君） ただいま請願趣旨の説明がありました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

請願第2号については、会議条例第95条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、請願第2号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第17 請願第3号「2021年度北海道最低賃金改正等に関する請願」を議題といたします。

請願第3号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1番 斉藤好信 議員。

○1番（斉藤好信君） ただいま会議案となっております請願第3号について、紹介議員の私から趣旨説明をさせていただきます。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、新型コロナウイルスと変異ウイルス感染拡

大の影響が依然として続いており、特に年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる勤労者は、道内でも 48 万 9,000 人と、給与所得者の 29.6%に達しています。また、道内の全勤労者 216 万人(うちパート勤労者 64 万 7,000 人)のうち、23 万 5,000 人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

2010 年、政府・労働界・経済界の代表者等で作る「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、景気状況に配慮しつつ、より早期に全国加重平均 1,000 円を目指す」と合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申においても、目標設定の合意を 7 年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、雇用の確保など、私たちの地域でも影響が顕著なように、近傍で働く多くの方々の生活は、コロナ感染症対策の影響も直撃し、より一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、地域経済はもとより北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

については、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会において、令和 3 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、適切な措置を講じる必要があります。

以上のことから、趣旨を御理解の上、請願を採択いただき、下川町議会として意見書を提出されますよう議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

請願第 3 号については、会議条例第 95 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 3 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、請願第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、請願第3号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） ここで、先ほど新教育長選任同意のありました、川島政吉^{かわしままさよし}氏が入場いたしますので、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時33分

再 開 午前11時34分

○議長（近藤八郎君） 休憩を解き、本会議を再開いたします。

それでは、ここで、新教育長に選任同意のありました、川島政吉氏から申し出により御挨拶があります。

○参考人（川島政吉君） ただいま、教育長の選任に当たりまして、御同意いただき、ありがとうございました。また、早速このような貴重な時間を頂きまして、お礼を申し上げます。

今この場で挨拶をさせていただいてると、今更ながら教育長の職責の重さに身が引き締まる思いですが、北海道の教育行政に従事した識見と学校で広く教育に携わってきた経験をいかし、下川町の教育の更なる充実・発展に、微力ではございますが誠心誠意、力を尽くしていきたいと考えております。

日本の社会では、人工知能やビッグデータ等の先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0の時代が到来しつつあり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機的な事態に直面しております。

このように社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な時代においては、私たちを含め、子供たち一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の作り手となるということが求められております。今進めている新学習指導要領で、子供たちに行く末を目指す資質能力を身に付けていくことと共通しているのです。さらに、SDGs未来都市の実現と幸せ日本一を目指し、持続的に発展するために、下川町が目指している持続可能な将来を担う各年代の人材を育成していくことと一致しております。

これらの実現に向けて、私自身も勉強を重ね、微力を積み上げる所存ではありますが、谷町長をはじめ、町職員の皆様方の支えを頂きながら、職務遂行にまい進してまいります。

さらに、議員の皆様方の御理解と御指導、御べんたつをお願い申し上げ、私の挨拶とさ

させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会とします。

なお、6月定例会議の再開は、明日、6月15日、午前9時30分ですので、御出席をお願いいたします。以上です。

午前11時37分 散会